議案第53号

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市医療法施行条例(平成24年さいたま市条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(病院の従業者の基準)	(病院の従業者の基準)
第3条 法第21条第1項第1号の規定により病院	第3条 法第21条第1項第1号の規定により病院
が有しなければならない従業者の員数は、次の各	が有しなければならない従業者の員数は、次の各
号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め	号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め
る員数とする。	る員数とする。
$(1)\sim(3)$ [略]	(1)~(3) [略]
(4) 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の	4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、
病院にあっては、1	1
(5) • (6) [略]	(5) • (6) [略]
2 · 3 [略]	2・3 [略]

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。